令和８年 11 月
山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課

国際交流員の派遣について（留意点）

国際交流員の派遣に当たって、留意していただきたいことをまとめました。
派遣申請を行う前に内容をご確認いただき、皆様のご協力をよろしくお願いします。

１．派遣の日時、交通手段等について

・　派遣を希望する場合は、まずは電話やメール等で内容についてご相談ください。その後、具体的な日時や対応者等を調整したうえで、正式な派遣依頼書は、派遣日の 30 日前までに提出をお願いします。事前準備の時間を確保し、よりよい内容とするため、期日の厳守にご協力をお願いします。

・　派遣は、原則として火曜日から金曜日の午前 10 時から午後４時までの時間で行っています。

・　国際交流員は、会場まで公共交通機関等を利用して移動します。移動時間を含めて無理のない日程となるよう、実施時間を設定してください。また、公共交通機関での移動が難しい場合は、オンラインでの実施や、送迎等の検討をお願いします。

・　当日の交通費は、主催者側に実費での負担をお願いしています。予定額や受け取り方法は、派遣実施前に国際交流員と情報共有をお願いします。

２．派遣の内容について

・　政治・社会・外交問題や宗教に関する内容など、国際交流員個人の思想・信条に関する派遣依頼や質問はお受けできません。必要に応じて、参加者にも事前の説明や指導を行ってください。

・　参加者から上記の内容に関する質問を受けた場合など、国際交流員が対応に苦慮する場合は、主催者側で、進行上のフォローをお願いします。

３．著作権等の取扱いについて

・　派遣中の国際交流員の写真については、事業の記録を目的とした撮影は差し支えありませんが、広報誌やホームページ等に掲載する場合は事前にご相談ください。

・　国際交流員が活動に用いるスライド等の資料・データは、無断での複製や転用、転載はご遠慮ください。